

令和3年度普通会計決算認定特別委員会

令和4年10月17日（月）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

立川委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会します。（13時02分）

これより、教育委員会関係の審査を行います。

まず、理事者から説明を受けることにいたします。

榊教育長

教育委員会の令和3年度決算の概要につきまして、お手元の普通会計決算認定特別委員会説明資料に基づきまして御説明申し上げます。

資料の1ページを御覧ください。

Iの令和3年度教育委員会主要施策の成果の概要についてでございます。

県教育委員会では、未知の世界に果敢に挑戦する夢と志あふれる「人財」の育成を基本目標とし、各種施策の推進に取り組んでまいりました。

令和3年度の施策を進めるに当たり、未知を切り拓く共通戦略として大きく三つの戦略を常に念頭に置き、相乗効果の実現に努めてまいりました。

まず、一つ目の共通戦略、GIGAスクール構想の展開でございます。

(1) 個別最適化に向けた「教育DX」の加速では、徳島県GIGAスクール構想に基づき、一人1台端末と高速大容量校内LANを余すことなく活用するとともに、小中高一貫した対面教育とオンライン教育による新次元のハイブリッド型教育を推進し、個別最適化された学びの実現に努めてまいりました。

さらに、県立学校において、新型コロナウイルス感染拡大等の緊急時に備え、通信環境を準備することのできない家庭においてもオンライン学習が可能となる環境を整備してまいりました。

(2) サポート体制の充実では、県立学校にGIGAスクールサポーターを配置し、児童生徒及び教職員がICTを十分に活用できる体制を整備してまいりました。

また、一人1台端末を活用した授業が全ての学校で実施できるよう、公立学校における研修を実施し、全教職員のICT活用指導力の向上に努めてまいりました。

2ページを御覧ください。

二つ目の共通戦略、働き方改革の推進でございます。

(1) ICTの更なる活用では、県内全ての公立小中学校に導入する学校業務支援システムの本格運用を開始するとともに、一人1台端末環境を活用することにより、授業準備の省力化やペーパーレス化の促進等、教職員の業務負担軽減に努めてまいりました。

(2) 外部人材の活用推進では、一人一人の学習定着度に応じたきめ細やかな指導を図るため、学習指導員を引き続き配置するとともに、教員の業務支援を行い、負担軽減を図るため、市町村立小中学校におけるスクール・サポート・スタッフの配置を支援してまいりました。

(3) 研修の進化では、主体的に学び続け自己を高める教育の実現に向け、キャリアス

ページに応じた研修を実施してまいりました。

また、GIGAスクール構想の推進等、現代的な諸課題に対応する研修へと質的転換に努めてまいりました。

さらに、eラーニング研修やオンライン研修の充実を通じて、働き方改革を一層推進してまいりました。

（４）心の健康づくり対策では、教職員の心身の健康保持、増進やメンタル不調の予防と再発防止等を支援するため、メンタルヘルス対策事業を体系的に実施してまいりました。

続きまして、3ページでございます。

三つ目の共通戦略、ダイバーシティとくしまの実現でございます。

（１）ダイバーシティ先導モデルの構築では、文部科学省が策定した特別支援学校の設置基準に即応するとともに、ダイバーシティとくしまの先導モデルを目指し、国府支援学校の整備、機能強化に努めてまいりました。

また、障がいの種別や程度にかかわらず、一人一人が個性や能力を發揮しながら、将来にわたって、地域で活躍できる力を身に付けることのできる教育を推進してまいりました。

さらに、帰国、外国人児童生徒に対して日本語指導をはじめとした各種支援の充実を図るため、民間団体等との協働によるトータルサポート体制を構築してまいりました。

（２）全国初の県立夜間中学の開校では、学び直しを希望する者などに対する学びの機会を確保するため、全国初となる県立夜間中学のしらさぎ中学校を開校し、教育活動の充実を努めてまいりました。

これら三つの共通戦略の下、重点施策に取り組んでまいりました。

まず、とくしま回帰の推進でございます。

（１）持続可能な社会を具現化する「徳島ならではの」教育の推進では、成年年齢引下げを見据えた消費者教育やエシカル消費の普及・啓発、エシカル甲子園の開催など、新次元の消費者教育を推進してまいりました。

また、チェーンスクール、パッケージスクールの全県展開を図るとともに、デュアルスクールをより一層推進してまいりました。

4ページを御覧ください。

人口減少が急速に進む地域の高校において、豊かな地域資源を生かした教育プログラムを展開し、地元はもとより県内外から生徒が集う学校づくりを進めてまいりました。

（２）「とくしま回帰」の加速では、とくしま回帰を促進するため、家庭や地域、経済団体等と連携した取組を推進するとともに、児童生徒のキャリアプランニング能力を育成するキャリア教育を展開してまいりました。

また、全ての特別支援学校において、社会的・職業的自立に向けたキャリア教育を実施するとともに、テレワークによる就業体験を推進し、重度障がいや発達障がいのある生徒の社会的・職業的自立に向けた新たな就労モデルの構築に努めてまいりました。

さらに、若い世代が地域人材と共に課題解決に取り組む参加型社会教育ワークショップを開催するとともに、クラウドファンディングを活用し、未来志向の社会教育を推進してまいりました。

（3）地域と一体となった教育の推進では、コミュニティ・スクールの導入を推進するとともに、地域人材の参画による学校教育活動支援や地域と学校が連携、協働した多様な取組により地域の教育力向上や活性化に努めてまいりました。

（4）未来を守る「防災教育」の推進では、児童生徒の発達段階に応じた防災教育や中・高校生及び教員の防災士資格取得の支援を推進するとともに、中学校、高校の防災クラブが自主的な活動を行う体制づくりを進め、地域に根ざした積極的な防災活動を展開してまいりました。

また、県立学校施設長寿命化計画に基づき、県立学校を長く賢く使えるよう整備してまいりました。

次に、学びの深化でございます。

5 ページを御覧ください。

（1）真の知性を育む「深い学び」の実現では、専門高校において、デジタル化に対応した機器整備を行うことにより、最先端の職業教育を行うスマート専門高校を実現してまいりました。

また、徳島商業高等学校の学科再編に伴い、新たなビジネスを創造し、地域の活性化及び地方創生を担う人材を育成してまいりました。

さらに、高校において教育の質の向上や魅力化に地域と一体で取り組む体制づくりを推進するとともに、高等学校での探究活動を中心とした深い学びの実現により、未来の徳島を牽引^{けん}していく人材を育成してまいりました。

（2）世界に羽ばたく「グローバル人財」の育成では、世界規模で取り組むべき課題、SDGsへの関心を高め、徳島の国際化に向けたリーダーを育成するため、海外の高校と協働してプロジェクトを実施してまいりました。

また、一人1台端末環境を活用し、学んだ英語を使う機会を飛躍的に増やす実証事業を実施してまいりました。

さらに、郷土徳島の伝統文化を担い、新たな価値を見いだしながら、その魅力を国内外へ向けて発信するグローバル人財の育成に努めてまいりました。

（3）個性が輝き、一人一人が活躍できる「特別支援教育」の推進では、全ての子供たちが主体的に適切な行動を学ぶポジティブな行動支援を軸として、学齢期を通じた切れ目ないキャリア教育を展開するとともに、早期から一人一人の適性を見だし、伸ばすことで、将来の社会的・職業的自立を目指した教育を推進してまいりました。

また、全ての学校、園において、特別な支援を要する幼児、児童、生徒が適切な支援、指導を受けられるよう、多様な学びの場を担う教員の専門性を強化してまいりました。

最後に、健全な心身の育成でございます。

6 ページを御覧ください。

（1）心身の成長サポート体制の強化では、スクールカウンセラー等の専門家や関係機関との連携により、教育相談、支援体制を充実させた生徒指導ネットワーク体制を構築し、子供たちが安心して学べる環境を実現してまいりました。

また、SNSを活用した双方向での相談窓口を開設し、有効な教育相談体制を構築してまいりました。

（2）部活動の進化では、部活動の質的な向上や活性化を図るとともに、教員の業務負

担軽減につなげるため、部活動指導員の配置を拡充してまいりました。

また、新しい生活様式に対応した文化部活動を支援するため、県外講師等によるICT機器を活用したオンライン指導を実施してまいりました。

さらに、令和5年度以降における休日部活動の段階的な地域移行に向け、地域人材の確保や費用負担の在り方などの課題に総合的に取り組むため、拠点校において実践研究を実施してまいりました。

（3）全国高校総体のレガシー創造では、令和4年度全国高等学校総合体育大会開催に向け、具体的な大会運営の検討及び機運を醸成するイベント等を実施してまいりました。

また、強化校を指定し、集中的に高校生の競技力向上を図るとともに、中・高の連携を密にし、合同練習会を実施してまいりました。

以上が、令和3年度教育委員会主要施策の成果の概要についてでございます。

続きまして、説明資料の7ページを御覧ください。

Ⅱの主要事業の内容及び成果でございますが、7ページから17ページに記載のとおりです。説明については省略させていただきます。

次に、18ページを御覧ください。

Ⅲの歳入歳出決算額でございます。

まず、一般会計決算額についてでございますが、歳入決算額の収入済額といたしましては、下段の計欄に記載しておりますとおり、総額で158億9,428万5,821円となっております。

不納欠損額につきましては31万9,920円となっております。これは、地域改善対策奨学金等貸与条例に基づき返還免除を行い、不納欠損処分を行ったものでございます。

収入未済額につきましては、2億8,712万5,715円となっております。これは、主に地域改善対策奨学金に係る返還金の未収入によるものでございます。

なお、予算現額に対しまして10億4,473万4,719円の不足となっておりますのは、主に学校教育課における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業等の翌年度繰越しに伴う国庫補助金の減及び施設整備課における産業教育設備整備事業費の減に伴う国庫補助金の減等によるものでございます。

次に、19ページを御覧ください。

歳出決算額につきましては、支出済額といたしまして、下段の計欄に記載しておりますとおり、総額で757億7,112万9,438円となっております。

翌年度繰越額につきましては21億1,542万3,004円となっております。これは、施設整備課において、県立学校施設長寿命化推進事業や県立学校機能改善加速化事業などの翌年度への繰越額13億2,618万3,000円、学校教育課において、総合教育センター管理運営費や学校における感染症対策及び園務改善のためのICT化支援事業の翌年度への繰越額3億1,277万4円、教育政策課において、学校における感染症対策に係る事業の翌年度への繰越額1億9,205万円、特別支援教育課において、国府支援学校整備事業の翌年度への繰越額1億6,299万9,000円、体育健康安全課において、学校における戦略的モニタリング検査推進事業や令和4年度全国高等学校総合体育大会推進事業の翌年度への繰越額9,535万1,000円、福利厚生課において、感染症対策等に係る事業の翌年度への繰越額2,034万円、人権教育課において、一人1台端末を活用した児童生徒の心のサポート事業の翌年度への

繰越額375万円、教育創生課において、総合寄宿舎機能強化事業の翌年度への繰越額198万円によるものでございます。

また、不用額の15億1,034万5,938円につきましては、職員の産休、病休等に伴う臨時代替職員の人件費が見込みより少なかったことや、県立学校の長寿命化改修工事等において工事請負の差額分が不用額となったもの、退職手当の支給額が見込みより少なかったことなどによるものでございます。

次に、20ページを御覧ください。

特別会計決算額についてでございますが、まず、歳入決算額につきましては、奨学金貸付金特別会計において、収入済額が5億7,552万5,294円となっております。

収入未済額につきましては9,655万4,796円となっております。

歳出決算額といたしましては、県有林県行造林事業特別会計の支出済額が24万6,789円、奨学金貸付金特別会計の支出済額が1億4,522万7,061円となっており、合計で1億4,547万3,850円となっております。

以上で、簡単でございますが決算の概要についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

立川委員長

以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

山西委員

私からG I G Aスクール構想の推進についてお尋ねしたいと思います。

教育委員会では令和3年度は三つの共通戦略を基本にしながら施策の推進に取り組んできたと先ほど教育長から御説明いただいたところであります。

私からは、その一つ目の共通戦略である徳島県G I G Aスクール構想に基づく取組について伺います。

まず、昨年度は取組の重要なツールである一人1台端末の導入が完了し、各県立学校での構想の取組が本格的にスタートしたということでありまして、まず初めにその整備状況について確認をしたいと思います。

小原教育政策課長

ただいま山西委員より、昨年度の一人1台端末の整備状況につきまして御質問を頂戴したところでございます。

昨年度におきましては、危機管理調整費を活用いたしまして、県立高校等の生徒の一人1台端末の調達を行ったところでございます。

世界的な半導体需要の高まりによりまして、端末不足等の状況が続く中で令和3年6月末に調達が完了いたしましたところでございまして、令和3年度の調達の実績といたしましては、台数にして1万6,935台、事業費としては8億2,719万7,800円という状況でございます。

山西委員

それでは活用状況をお尋ねいたします。

令和3年度端末導入は無事に完了したという御答弁でございますが、各県立学校で活用がスタートして、実際の授業で端末はどの程度活用されたのか、端末活用の状況について確認をしておきます。

藤川学校教育課G I G A・消費者教育担当室長

ただいま山西委員から、実際の授業で端末はどの程度活用されたのか、活用状況についてのお尋ねがございました。

授業における端末の活用につきましては、例えば資料収集のためにカメラ機能を使って撮影をしたり、テーマに対してウェブ検索によって調べ学習をしたりといった活用が行われているところです。

昨年度の県教育委員会による調査では、一人1台端末の持ち帰り状況については、全ての県立学校において端末の持ち帰りが行われている状況にあります。

また、校内での活用頻度の状況につきましては、県内の高等学校におきまして、全授業のうち6割以上の授業で活用していると回答した教員の割合は、令和3年11月段階では19.9パーセントであったのが、令和4年2月段階では33.8パーセントと3か月で13.9ポイント上昇したほか、国語、地理歴史、理科など全ての共通教科におきまして活用頻度が上昇するなど、各学校の実情等に合わせた活用が着実に進んでいるものと認識しております。

山西委員

今後の取組についても確認しておきます。

活用は先ほど着実に進んでいるという答弁でしたが、これをこれからいかに日常的な活用に進めていくかということが課題だと思います。

また、単に端末を使うということではなくて、ICTの特性を生かして子供たちの学びを充実させる効果的な活用をいかに広めていくかということがこれからのポイントになるかと思います。

端末を活用した効果的な授業の普及、展開にこれからどのように取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

藤川学校教育課G I G A・消費者教育担当室長

これまでの端末を活用した教育活動によりまして、子供たちからは自分とお手本との動画を比べて見ることでフォームの違いがよく分かった、あるいはプログラミングでは、1回失敗しても少し変えただけで成功するので楽しい、みんなでゲームを作りたいといった感想が寄せられております。

委員御指摘のとおり、こうした子供たち自身による気付きを促すことによりまして、子供たちの学びを充実させるためには、日常的な活用を更に進めていくとともに、ICTの特性を生かした効果的な活用を広めていく必要があると認識しております。

徳島県教育委員会では、令和4年度県教育委員会の組織を横断したGIGAスクール推進チームを新たに設置し、教科等の指導主事による指導、助言を進めているところでございます。具体的には、学校訪問でのより具体的な指導、助言、GIGAスクール部会通信による事例紹介と効果的な実践事例を募集した実践動画コンテストなど多様な取組を実施しております。

こうした取組を通じて、引き続き端末の日常的な活用を促すとともに、各学校の好事例を各学校の状況に合わせて適切に発信、紹介し、横展開していくことにより、子供たちが学びへの興味、関心を高め、理解や思考を深められるよう取り組んでまいります。

山西委員

現場では様々なお声があるのも分かりますし、スムーズに進んでいる学校もあれば、難しい、つまずきが多い学校もあると想像いたします。

一方で、費用対効果をどう見るのかという厳しい声ももしかしたらあるかもしれません。しかし、私は、このGIGAスクール構想を導入した当初、文教厚生委員会だったと思いますが、申し上げたとおり、コロナの影響もあって、このタブレット導入が短期間で決まったという経緯からしても、なかなか一、二年で全ての成果を出すというのはやはり難しいと考えております。中長期的なスパンで成果を出していくという視点、長い視点が重要になってくるのではないかと思います。

ですので、今後、御答弁いただきましたけれども、PDCAサイクルを明確にして一つ一つの課題をしっかりと改善しながら着実に前進していくことに主眼を置いて、引き続きGIGAスクール構想の発展につなげていただきたいと思いますし、何を置いても子供たちの個性をしっかりと伸ばす、子供たちのためのGIGAスクール構想でなくてはならないということに主眼を置いて、ますます取組を加速していただくことをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

増富委員

私からも何点か質問させていただきたいと思います。

まずは、学校での新型コロナウイルス感染拡大防止対策についてお伺いしたいと思います。

昨年度は県内のみならず、全国的に新型コロナウイルス感染症が急速に増加したということですが、学校においても行事がなかなか行われず、先生方も本来しなくてはならないこともできないまま、大変苦労したという事実があると思います。

まず初めに、昨年度、学校での新型コロナウイルス感染拡大防止対策にどのように取り組んできたのか、簡単に御答弁願いたいと思います。

小原教育政策課長

ただいま増富委員より、教育委員会における令和3年度のコロナ関係の主な取組という御質問を頂きました。

教育委員会におきましては、令和3年度、学校における感染症対策、ICTを活用した教育DXの推進、戦略的モニタリング検査など、感染症対策を徹底しながら学びの保障を

継続するための事業を展開してきたところでございます。

具体的には、学校における感染症対策といたしましては、保健衛生用品等の感染症対策に必要な物品の購入などを行う感染症対策等学校教育活動継続事業、また特別支援学校の3密回避を目的としたスクールバス増便を行うための特別支援学校スクールバス感染症対策事業になってございます。

そして、ICTを活用した教育DXの推進については、一人1台端末を活用し、個別最適化された学習環境を整備する徳島県GIGAスクール構想推進事業、そして戦略的モニタリング検査については、学校活動の大会や施設実習、就業体験に参加する場合などに生徒及び教職員に対してPCR検査を実施する学校における戦略的モニタリング検査推進事業、こうした事業を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金といった国庫補助金を活用しながら実施してきたところでございます。

また、そのほかにも県立学校施設長寿命化推進事業におきまして、コロナ対策を踏まえた教育環境の整備として、学校施設のトイレの洋式化などを進めるなど、ハード面の環境改善を進めてきたところでございます。

令和3年度の主な取組といたしましては、以上でございます。

増富委員

全体的にはそういうふうには様々なことをやってこられたということなんですが、新型コロナウイルス感染症は思い起こしてみれば、前年度の最初の頃は子供さんが余りかかっていなかったという状況があったと思うんですけど、急速に学校に広がったという状況があったと思うんです。

次に、その学校において具体的にどのような取組をやったのか、聞きたいと思います。

長谷体育健康安全課健康・食育推進幹

ただいま増富委員から、学校における新型コロナウイルス感染症対策についての御質問を頂きました。

感染力の非常に高いオミクロン株への置き換わりが要因とされます第6波の到来によりまして、本県におきましても、本年1月頃から児童生徒の感染が急拡大したことから各県立学校や市町村教育委員会と連携いたしまして、学校における感染拡大防止対策を行いながら教育活動を進めてまいりました。

県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関する留意点を示しまして、学校に対して密の回避や小まめな換気、手洗い、手指消毒など、感染リスクを下げるための基本的対策や各教科活動や部活動をはじめとする教育活動における感染防止対策の徹底を要請してまいりました。

また、学校におきまして感染が確認された場合には、保健所による濃厚接触者の特定や検査に協力するとともに、戦略的モニタリング検査を実施して感染者の早期発見に努め、あわせて各家庭にも感染拡大防止を呼び掛けてまいったところでございます。

さらに、県立学校及び市町村教育委員会の担当者とオンラインによる連絡会議を開催しまして、感染症対策の確認や国からの最新情報の周知及び学校でクラスターが発生した場合の要因や必要な対策等について情報提供を行い、安定的な学校運営や学びの保障の確保

ができるよう努めてまいったところでございます。

増富委員

決算ですので余り細かいことは言いませんが、学校としてもいろんな対応、対策をずっととってこられたということでございます。今の一般社会においても感染予防と社会経済活動の両立が進んでおるんですが、学校においても感染予防と教育活動の活性化の対策を講じていくということが非常に大切なことだと思います。

これまでの対応を踏まえて、今後、起きるかも分からない第8波に備えてどのように取り組んでいくのか、最後にお聞きしたいと思います。

長谷体育健康安全課健康・食育推進幹

ただいま増富委員から、今後の感染予防対策と教育活動をどのように進めていくのかということで御質問を頂きました。

現在、児童生徒の感染状況はピーク時と比較いたしまして減少傾向にありまして、各学校においては運動会や体育祭、文化祭、修学旅行といった行事も行われているところでございます。

一方で、委員御指摘のとおり、第8波の到来が懸念されているところでございまして、学校においては引き続き基本的な感染防止対策を徹底しながら教育活動を継続していく必要があると考えております。

県教育委員会といたしましては、例えばデジタルかアナログか、オンラインか対面かといったような二項対立に陥ることなく、その双方の良さを適切に組み合わせ生かしながら、例えば体育祭では生徒がベニヤ板の四隅を持ってボールを乗せて運ぶリレーといったような密を避けて実施可能な競技種目を生徒と教員が共に考えたり、また教科学習の場面では学級内での児童生徒同士の対話に加えまして、一人1台端末を活用することで、教室にいながら他の学級や他校の児童生徒、また大学や企業の関係者等と対話を行うことができるといったような工夫も行いながら取り組むなど、全ての教育活動において目標が達成されるよう努めてまいりたいと考えております。

増富委員

先ほどの危機管理環境部でも言わせていただいたんですが、次の備えが一番大事だと思います。今、新型コロナウイルス感染症は前例のことでありまして、なかなか学校現場においてもうまくいかないことはたくさんあると思いますが、しっかりと第7波を点検して、第8波に向けて順次準備を進めていってほしいと思います。

そのとき、御答弁であったように、子供たちは行事が飛んで大変なことになっておりますので、できるだけ両軸でできるようなシステムを学校現場も十分にとっていただきたいなと思います。どうかよろしくお願いします。

それともう1点なんですけど、部活動の地域移行について質問したいんです。

これは簡単なことのようなんですけど非常に難しいことだと思います。昨年度の運動部活動の地域移行に向けた取組状況について、まずはお聞きしたいと思います。

吉岡体育健康安全課長

ただいま増富委員から、令和3年度の運動部活動の地域移行に向けた取組状況について御質問を頂きました。

スポーツ庁では、令和3年度から地域運動部活動推進事業によりまして、休日の運動部活動や合理的で効率的な部活動の全国展開を図るための実践研究を実施するとしております。

本県でも中学校の休日の運動部活動の段階的な地域移行に向けまして、国費を活用して公立中学校、中等教育学校のうちから4校をモデル校に指定いたしまして、休日の運動部活動を地域の運動部活動として実施するための実践研究を行っております。

具体的に申しますと、地域スポーツ活動の運営団体の確保、また指導する地域人材の確保、平日と休日の指導の連携や協力体制の構築、そして費用負担の在り方等などにつきまして、地域の実情を踏まえて関係団体と連携しつつ実践研究に取り組んでまいったところでございます

増富委員

それではもう1点だけなんですけど、令和4年度以降、部活動の地域移行についてどのようなお考えを持っているのか、どのような取組をするのかお聞きしたいと思います。

吉岡体育健康安全課長

ただいま増富委員から、令和4年度以降の取組について御質問いただきました。

本年度は8月29日に各市町村教育委員会、県内スポーツ関係団体、また県PTA連合会、県中学校体育連盟等からなります徳島県運動部活動の地域移行推進協議会を立ち上げました。

第1回会議では、全国の取組事例の紹介であるとか、本県の令和3年度の実践研究の報告に加えまして、各市町村の準備に向けた取組状況についての意見交換をいたしました。その意見交換によりまして、各市町村ともに受皿となる運営団体や指導者の確保という課題を共通して抱えておるといようなことが意見として出されました。

また、アドバイザーとして参加いただいております徳島大学の佐藤教授からは、まずは各市町村におきまして持っている資源、例えば市町村の競技団体であるとか、市町村にある地域スポーツクラブであるとか、スポーツ少年団、町道場等のこれらの組織や指導者等の状況の把握、また中学校としっかり連携して保護者や生徒のニーズがどうなっているのか、また地域住民との意見交換が必要といような助言を頂いております。

今後、スポーツ庁から発出が予定されております正式文書を精査いたしまして、今年中に本県における休日の運動部活動の地域移行の手引を作成しまして、各市町村に示していく予定でございます。

増富委員

冒頭に教育長のほうから説明があったように、外部人材登用により部活動の自主的な向上や活性化を図るといことがまず1点と、もう1点は教員の業務負担の軽減といことで、言葉で言えば本当に簡単な言葉かも分かりませんが、事故が発生するかも分からない

い、また金銭面に対してもいろいろあるかも分からないということで、しっかりと点検しながら実情を踏まえて、部活動の活性化、外部人材の登用をしっかりと検証して進めていただきたいと思います。

岡委員

ちょっと関連して聞きたいんですけども、今は地域部活動推進事業だったと思うんですが、部活動指導員配置促進事業ってありますよね。44人いらっしゃるということなんですけれど、これはどういう形でどういう人を配置しているのかお聞かせください。

吉岡体育健康安全課長

ただいま岡委員から部活動指導員の確保の状況、それからどういう方を登用しているのかという御質問を頂きました。

部活動人材に関しましては、まずは退職される教職員に対しまして、退職後も各中学校におけます部活動指導を望む方に関しましては人材バンクの登録について御説明させていただいております。

また、退職教職員以外にも、各協会、連盟等に対しまして同じように人材バンクを紹介いたしまして、希望のある方には登録していただく。その登録状況を各市町村教育委員会とデータを共有することによりまして、中学校等で部活動指導員が必要となった場合には、その登録者の中から希望に合致する人材がいれば、そこにアプローチをしていくという形で行っております。

岡委員

これで結構なところが解決できそうな気がしたりするんですけども、この方々は部活動だけですよね。

吉岡体育健康安全課長

部活動指導員に関しましては、飽くまでも部活動の指導に携わるという形になっておりまして、学校の授業にタッチするというようなものではございません。

岡委員

退職された教職員の方とか、様々な競技団体の方々に登録していただいてというんだったら、そこから入っていただいて、先ほどもちょっと議論に上がっていましたが、平日はこの人が教えて、休日は違うところでやると非常に問題があると思うんです。すり合わせにもまた手間も掛かります。例えば学校で専門指導員がやっているところもあり、足りているところは多分学校の先生が指導したりする。その方と休日にやるところで、平日にこういう考え方でやっているんでやってください。いやいや、うちはそういうようなやり方はしませんよみたいなんで、もめ事まではいくかどうか分かりませんが、お互いに熱があったら衝突してしまったりとか、そのすり合わせをするにも、結局、結構な時間を取られるわけです。教職員の方々の負担を軽減するためにやるのが、結局その負担が入ってくるということにもつながりかねんような気がするんで、そういう人材バンクがあ

るんだったら、その方々に一貫して指導していただくというのが一番いいような気がします。

先ほどからの議論でほとんど出し尽くしたと思うんですけれども、費用負担にしたって、何かあったときの責任はどこが取るんだらうということもあります。受けていただいたところが全責任を取ってくださいますとなったら、なかなか簡単に受けられるものでもないだろうし、そうであれば、ある程度学校が責任を持った上で一貫して指導ができるような体制も、今は休日をどこかの団体に移管するという話で進んでいることは重々承知していますけれども、その辺もちょっと検討に入れてやっていったほうがより子供たちの競技の質の向上であったり、先生方の負担軽減にもよりつながるような気がしたんです。今年度もいろいろ調査していただいておりますので、来年度も継続してどんなやり方がベストなのかをしっかりと調査研究して進めていただきたいと思います。

部活動指導員の配置促進事業というのをせっかくやっているということなんで、人材バンク登録数をしっかりと増やしていただきたいと思います。こういう方々にどんどん積極的に関わっていただくことを進めるためには、44人雇って全部の人件費かどうか分かりませんが、1,524万6,000円、ざっと計算して年間で1人35万円ぐらい、月2万5,000円から3万円ぐらいではなかなか厳しいところがあると思います。そのあたりの予算の編成であったり、徳島としてどういう形ができるか考えて、例えば国に提案していくということも十分できると思います。本当に子供たちにとってスポーツする環境はどのような形がいいのかということをもまずは念頭に置いて、しっかりと検討を進めていただきたいと思います。

吉岡体育健康安全課長

ただいま岡委員から御意見いただきましたように、休日の運動部活動の地域移行につきましては、平日の指導は学校の教員がする、休日に関しては地域の人材がすると、指導内容のすり合わせや指導のやり方についてどういうふうに連携をとっていくのかということに関しても、非常に大きな課題であると考えております。

これらにつきましては、実践していく中で連携を密にして生徒たちに指導を行っていくことをまずは見ていくしかないと思っております。

休日の部活動の地域移行につきましては、もちろん教員の働き方改革の面、持続可能な部活動の面も当然あるんですけれども、それ以上にやはり今部活動をしている中学生が地域移行することによって不利益が起きないようにすることもしっかりと考えていかなければならないことだと思っておりますので、今後の地域移行につきましても、各市町村教育委員会や各関係団体としっかりと連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

学校の施設がコロナを防げるように整備ができているかどうかという観点でお尋ねしたいと思います。

以前、学校施設の長寿命化推進事業についてお尋ねしたことがあるんですけれども、今回の令和3年度の決算では28校29棟の体育館、校舎等の改修、設計改修工事に着手と、成果が報告されております。

この長寿命化事業とともに、トイレとか手洗いの改修も行って、自動水栓などで感染症

を防げるような設備にしていくということをお聞きしたんです。

長寿命化推進事業につきましては、非常に長期に掛かるということです。コロナ感染症を予防するに当たっては早くトイレや手洗いを改修していかないかんですけれども、令和3年度にどれだけ進んで、また令和4年度以降どうしようとしているのかお尋ねいたします。

矢田教育次長

達田委員から、県立学校施設長寿命化推進事業についてのコロナ感染防止対策、それから今後の対策についての御質問でございます。

コロナ感染症防止対策に資する改修につきましては、まず県立学校では令和元年度から県立学校施設長寿命化推進事業により学校施設の長寿命化を図っております。この工事につきましては、大きくは屋上防水、外壁、窓改修、設備改修、内部改修に分かれますが、御質問のコロナ感染防止に資するものとしましては、先ほど委員からございましたトイレの洋式化、手洗い蛇口の自動水栓化などの工事を実施しております。

令和3年度までに28校39棟の改修に着手しておりまして、この中で感染症対策に資する改修工事といたしましては、15校20棟が該当いたします。

長寿命化は時間が掛かるので、更に加速すべきではないかという御意見です。過去にはなりますが、令和2年度の6月補正、9月補正によりまして、自動水栓化、トイレの洋式化なども行っております。

また、令和3年度の2月補正予算によりまして、同様の衛生環境の改善に資するような機能改善の加速化ということで事業に着手しているところでございます。

達田委員

先日、新聞でしたか、学校の風景が変わってきたということです。手洗いも非常に最新式のものが出て感染症対策にも役立っているというようなことが言われておりました。

徳島県でもまだできていないところは早く全ての学校にそういう設備に改修していただきたいと思います。このトイレや手洗いの改修が終わるのはいつになるんでしょうか。

矢田教育次長

トイレの改修が終わるのはいつかという御質問でございます。

長寿命化改修につきましては、20年ぐらいのサイクルでの改修になっております。そこで、こういったものは非常に時間が掛かりますので、それを加速するために、先ほど申しました令和3年度の2月補正予算、それから今年度につきましては、今定例会9月補正予算に県立学校施設防災機能強化事業を計上いたしまして、トイレの全面リニューアル工事を実施することといたしております。

これらの工事が完成する令和5年度末には県立学校のトイレ洋式化率は約67パーセントまで向上する見込みでございます。さらに、今年度の長寿命化推進事業により、富岡西高校ほか2校でトイレのリニューアル設計を実施しているところでございます。トイレ改修は非常に多額の予算が掛かりますので、引き続き長寿命化推進事業をはじめ施設関連予算

の確保に努めまして、できる限り早くの整備に努めてまいりたいと考えております。

達田委員

ウイルスの感染防止対策は、やっぱり手洗いが基本だと言われております。手を洗った後、ほかのところに触らないかんというような状態は解消していただけるように。

それと、今トイレは、ほとんどの御家庭が洋式トイレなんです。ですから学校へ行って初めて和式トイレを見たという子供さんもいらっしゃるんです。今ほとんどのところが洋式トイレ、そしてシャワートイレが普通になってきておりますので、一般のそういう標準というんですかね、それに近づけていただけるように、一日も早く開始していただけるようお願いをしておきたいと思っております。

それと長寿命化計画では、建て替えをせずに長く賢く使えるというものなんですけれども、こう言うといいんですけれども、古くなっても建て替えてくれないやないかというような御意見もありますので、余り古いところは建て替えるように、是非どうぞよろしく願いをしたいと思っております。

それと、もう1点なんですけれども、学校における戦略的モニタリング検査推進事業というのが載っております。これも報告によりますと、検査数が1,863件と報告されているんですけれども、部活動の大会の前後とかに検査しますということで、検査は本当に大事なことだと思うんですよね。今、市町村とか高等学校などで部活動や県外へ行かなければいけないこととか、県内を移動しなければいけないこととかがあると思うんです。そういうときにPCR検査だけでなく、令和4年3月以降からは抗原定性検査も入ったということなんですけれども、令和3年度の場合は恐らくPCR検査が主流だったと思うんです。それが1,863件ということなんですけど、部活動で県外などに行くときに、行く前に検査したのか、帰った後でしたのか、両方検査したのか、そういうのが分かりますでしょうか。

長谷体育健康安全課健康・食育推進幹

ただいま達田委員から、学校における戦略的モニタリング検査をどのタイミングで行ったのかという御質問を頂きました。

部活動につきましては、まず県外との往来がある場合は当該活動の前後2回実施いたしました。また、県内での大会やコンクールの場合は、事前又は事後のいずれかを選択して1回検査することとしております。

達田委員

検査は本当に大事だと思うんです。今抗原定性検査キットなどが学校にも配布されているかと思うんですが、非常に正確に結果が出るとお聞きしております。ですから、これをどんどん活用して検査をやっていただきたいんです。行く前に検査するというのは、もしかしたら行けない子が出てくるかも分からんというので心配な方もいらっしゃると思うんですけれども、そういうのを何とか払拭していただいて、やっぱりウイルスを広げない、持ち込まないという基本に立って検査をきちんとするというのを習慣にしていきたいと思っておりますので、是非学校のほうでこのモニタリング検査を引き続き行っていただいて、そして強めていただきたいなと思っておりますのでお願いしておきます。

古川委員

冒頭に教育長から不用額の説明があったんですけども、高等学校の教育振興費で備品購入費が2億5,000万円弱ぐらい余っています。備品でこれだけの額が余るとするのはちょっと珍しいかなと思うんですけども、このあたりの状況を教えてください。

矢田教育次長

古川委員から、備品購入費の不用額についての御質問でございます。

委員からお話がありましたように、施設整備課における不用額の最も大きなものとして、産業教育設備整備事業を実施しております。この事業につきましては、毎年度約8,000万円から1億円程度で産業教育の実験、実習設備の整備を行っております。今回の決算認定の対象となる主要な予算につきましては、令和2年度に全国知事会などに専門高校における産業教育設備の緊急的な整備について提言していただきまして、国の令和2年度第3次補正予算として国庫補助が盛り込まれたところでございます。

県教委では、令和2年度2月補正予算としまして、県内の専門高校16校を対象にデジタル化対応設備の整備事業費約11億3,000万円の予算を計上し、最先端の設備を含むデジタル化対応設備の整備を行いました。これに係る不用額2億7,000万円につきましては、予算比で約23.7パーセントになりますが、内訳につきましては、備品購入の入札による差額が約2億1,000万円、それから入札不調、中止によるものが約6,000万円となっております。

入札不調につきましては、コロナウイルス感染症の急激なまん延によりまして、一部製品において半導体不足など必要な資機材の納入めどが立たなくなったこと、品不足による価格高騰などにより、予定価格を超過したことによるものです。

また、機材の性能確保のための空調設備についても計画しておりましたが、当該機材の入札が不調となったことから整備を取りやめたということによるものでございます。

古川委員

入札差額が2億1,000万円も出たということは、結構予定価格が立てにくいというか、もうちょっと予定価格をしっかりと立てておいたらもっと別のものが買えとったかなという気がせんでもないんですけど、そういうことですね、分かりました。

矢田教育次長

予定価格につきましては、今回導入いたしました最先端の機械類でございますが、商社を通じてというようなこともございまして、6,000万円ですとか非常に高価な機械がございます。市場価格が分からないということがございまして、複数の業者から見積りを取りまして、その上でカタログ単価があればそういったものが参考になるんですけども、なかなかそういうものがございませんので、実際、入札してみた結果、かなり安く入ったというような形になってございます。

古川委員

もう1点、最近、医療的なケアが必要な子供さんが増えてきているということで、国のほうも法律などを整備して対策の強化に当たっていると思うんです。まず、学校における看護師の配置は国はどのような目標で進めている、どのような支援をされているのか、それに対して徳島県はどういうような状況になっているのかというのを教えていただけますか。

田中特別支援教育課長

ただいま委員から、医療的ケアを要する児童生徒が増えているということで看護師についての質問がございました。

国については、医療的ケアを必要とするお子さんについては、できるだけ保護者の付き添いをなくすという方向で通知が出ております。本県におきましては、県内9校2分校、全ての特別支援学校に看護師20名を配置してございまして、医師、看護師、学識経験者等で構成される医療的ケア検討委員会において専門的な観点での指導、助言を受けながら医療的ケアを必要とする幼児、児童生徒が安全な学校生活を送れるように体制を整備しております。

また、小中学校に通う医療的ケアの必要な児童生徒がいる場合につきましては、国の国補事業3分の1が使えますので、そちらを活用するように各市町村教育委員会に周知徹底を図っております。

古川委員

付き添いをなくす方向でということですが、一方でインクルーシブな社会を目指すということで、特別支援学校は全て配置しているということですがけれども、やはり特別支援学校でない学校に通いたいというお子さんもいらっしゃるかと思いますので、そのあたりの対応もしていかないかなかなと思うんです。

特別支援学校以外の県立学校の状況、市町村には補助金ベースということで今の導入状況、このあたりが分かれば教えてください。

田中特別支援教育課長

今、委員のほうから高校の状況、そして市町村の状況という御質問がございました。

高校のほうにつきましては、現在医療的ケアを必要とする生徒は在籍しておりません。小中学校におきましては、現在日常的な医療的ケアを必要とする幼児、児童生徒が5名在籍しており、導尿、インスリン注射、人工呼吸器等が対象となっております。低学年のうち保護者が医療的ケアを実施したいという強い希望がある場合は、保護者の方が学校に来てしている場合もありますし、ある程度年齢が高くなって、自分でもインスリン注射ができるお子さんについては文科省は医療的ケアとは定義しておりません。

現在、市町村については5名という状況でございます。

古川委員

基本的なスタンスとしては、特別支援学校でなくて、小中学校にと希望する御家庭についてはしっかり受けていくという方向性でということでしょうか。

田中特別支援教育課長

保護者のほうからそういう希望が出たら、市町村の小中学校のほうで医療的ケア児を受け入れるのかという質問でございます。

それにつきましては、現在、全国的に子ども看護師不足という状況が続いておりまして、各市町村教育委員会も看護師の確保に非常に苦慮している状況でございます。

現在、阿波市の小学校では、看護師の委託等をしておりまして、そこから派遣していただいて医療的ケアの必要なお子さんの人工呼吸器の管理をしているという学校もございます。そのあたりについては、医療的ケアの必要なお子さんは一人一人対応が異なりますので、市町村教育委員会から県教委のほうへ随時相談がまいておりますので、一人一人の事例に応じて適切に障がいの状況に応じて対応したいと考えております。

古川委員

ということは、お金の問題でなくマンパワーの問題ですよということですね。分かりました。いろいろ状況がありますけれど、そのあたりの確保も努力いただいた上で適切に対応してくれているということですのでよろしくお願いいたします。

吉田委員

何点かお伺いいたします。

とくしま回帰の推進、地域と一体となった教育の推進のところに、令和3年度事業として上げてあります地域と学校の連携・協働強化事業で、放課後子供教室が行われていることが案内されているんですけども、放課後子供教室についてどのような事業が行われているのか、また放課後児童クラブとの違いについても教えてくださいませんか。

倉橋生涯学習課長

ただいま委員から、放課後子供教室の概要と放課後児童クラブとの違いについて御質問を頂きました。

まず、当課が所管しております放課後子供教室は、市町村が国、県の補助金を活用いたしまして、地域の全ての児童を対象として放課後において学校の余裕教室を活用いたしまして、地域の方々の御協力を頂き、例えば英会話やニュースポーツなど学習や体験活動を実施する学びの場でございます。保護者負担は材料費などを除き基本的に無料となっております。

一方、放課後児童クラブは、児童福祉法に基づき、保護者が働く家庭の子供たちの居場所として遊びや生活の場として設けられておりまして、運営などに係る経費の半額を保護者が負担し、残りを国、県、市町村が負担して実施している状況でございます。

吉田委員

所轄官庁も違うということで、放課後子供教室は参加者の負担はなく、学校の余裕教室も使えるということで、地域の人々との交流事業で行われているということなんです。放課後子供教室に取り組んでいる市町村が説明資料には14市町村44教室となっております。取

り組んでいないところがあるということで、いろいろ事情があるとは思いますが、公平性とかいう点でどうなのかなということと、それと、子供教室ならではの特色のある事業を紹介していただいたらと思うんですが、どうでしょうか。

倉橋生涯学習課長

ただいま吉田委員から、取り組んでいない市町村の状況と、また取り組んでいる子供教室の特徴的な取組というところで御質問を頂きました。

資料のほうには14市町村44教室とございますけれども、3市町村で自主財源により6教室が実施されているところでございます。

また、放課後子供教室が実施されていない市町村が七つございますけれども、この七つの市町村におきましては、いずれも放課後児童クラブや児童館が設置されているという状況になっております。

当課におきましては、年度初めに24市町村の教育長を訪問いたしまして、放課後子供教室の制度説明や報告書によりまして好事例を紹介するなど制度説明も行っているところでございます。また、研修会を年2回実施しておりまして、放課後子供教室を実施していない市町村も含め24市町村に案内いたしまして、教室の指導者のほか、市町村関係部局の職員も参加して市町村間の横のつながり、また指導力の向上、地域と学校が連携した取組の推進を行っているところでございます。

そのほかにも地域の教育力向上のための会議も実施しておりまして、公民館やNPO、PTAまた学識経験者、小中学校の先生方にメンバーとなっていただきまして、効果的な地域の教育力強化について協議を行っているところでございます。

今年度も放課後子供教室をまだ実施していないところから制度の説明をしてほしいというような要望も来ておりまして、実際に市町村や地域に出向き、説明を行っているところでございます。今後も丁寧に相談に乗らせていただくなど、市町村の実施について相談があった場合は支援をしてまいりたいと考えております。

あと、もう1点、放課後子供教室の特徴のある取組というようところで御質問いただいております。

放課後子供教室につきましては、先ほども申し上げましたとおり、地域の方々や団体の皆様に御協力を頂きまして、例えば読み聞かせやバドミントン教室、華道、茶道の教室のほか、特徴的な活動といたしましては、地域の高齢者と子供たちが一緒に行う世代間ボッチャ教室、点字絵本づくり講座、日本舞踊教室、尺八、お琴などの日本文化クラブ、無形民俗文化財指定の獅子太鼓の練習、田植から脱穀まで通した農業体験、また、そのほか常時ではございませんけれども、たき火で芋がゆを作るなどの防災活動、高校ラグビー一部生徒による小学生へのラグビー指導などを行っているところでございます。

コロナ下の現在、子供たちの体験活動の場が重要となっております。また放課後子供教室で指導していただいている地域住民のやりがいにもつながっているところでございまして、地域全体で子供たちの学びや成長を支える地域の教育力向上を推進してまいりたいと考えております。

吉田委員

コロナ下で体験活動が減っている中、令和3年度にこれだけしていただいで本当に有り難いと思います。

地域全体で子供を育てるというのは、これからの時代の少子化対策ですごく大事なところなんだと思います。独自で取り組んでいるところも3市町あって、やっていないところからも問合せが来ているということで、令和4年、令和5年とこの事業が地域の特色に応じてどんどん行われることを希望いたします。お願いいたします。

次に、エシカル教育については徳島県はすごく力を入れてやっていただいているところなんですけれども、令和3年度に書いてあります特別支援学校のエシカルチャレンジ事業が6事例で161万円とあるんですけれども、小さい予算ではあります、どのような事業が行われてきたのか、御紹介をお願いします。

田中特別支援教育課長

ただいま吉田委員から、特別支援学校と企業等が連携した地産地消促進の取組6事例について具体的に伺いたいとの質問を頂きました。

6事例の具体的内容ですが、1事例目の阿南支援学校はNPO竹林再生会議と連携し、放置竹林の竹を活用した竹和紙やパウダーづくり。

2事例目として、池田支援学校は三好素人農事研究会と連携し、そばの栽培、そば粉のクッキーづくり等を行いまして、そのクッキーは子ども食堂等に提供しております。

3事例目の国府支援学校は、近隣の藍農家等と連携し、藍の葉摘み作業や沈殿藍を活用した商品化等に取り組んでおります。

4事例目の池田支援学校美馬分校は、地域の方と協働で栽培した野菜を子ども食堂や老人福祉施設等へ提供しております。

みなと高等学園につきましては、2事例の取組がありまして、食彩市場三和と連携したもち米づくりや和菓子づくり等の商品開発を、さらにイチゴ農家のえいじくんのイチゴ園と連携しました園芸用土の再生活動等に取り組んでおります。

以上が6事例の取組でございます。

吉田委員

これも先ほどの子供教室と同じで、地域全体で子供を育てるためのすばらしい取組だと思うんですけれども、このような事業を今年度以降も増やしていく予定はあるのでしょうか。

田中特別支援教育課長

吉田委員から、このような事業を今後どのように展開していくのかという質問を頂きました。

先ほど説明させていただきました6事例につきましては、今年度も継続します。そして、今年度さらに国府支援学校につきましては、隣接するふらっとKOKUFUという社会福祉施設と一緒に育てた野菜を地域連携イベントとして開催し地域の方に販売したり、また一緒に栽培した野菜をパウダーにして福祉と教育のほうで連携してふくふくパンケーキという商品を開発しまして、昨日、国府町マルシェで提供したところでございます。

引き続きこういった取組を特別支援学校のほうで継続実施してまいりたいと考えております。

吉田委員

よろしく願いいたします。

最後の質問なんですけれども、徳島県の糖尿病の死亡率全国ワーストということでもニュースになるんですけれども、肥満予防とか体力向上の取組についてお伺いしたいと思います。

先週の新聞にも、令和3年度はコロナで運動機会が減少して、広い世代で体力の低下傾向にあるということで、特に男性ではどの世代でも体力が落ちているというようなことも載っております。落ちている率は高齢者が一番高いんですけれども、徳島の小学校5年生の男子の体力テストも全国でいつも悪いところにあるなと思うので、教育委員会としてもいろんなことが行われていると思うんですけれども、令和3年度にどういうことが行われたかということ、今後のことをお願いいたします。

吉岡体育健康安全課長

ただいま吉田委員から、徳島県の児童生徒の体力向上、肥満解消への事業について御質問を頂きました。

令和3年度には児童生徒の体力向上、肥満傾向解消に係るプロジェクトチーム会議を令和3年10月6日から12月8日までの間に3回開催して、その間に報告書を作成いたしました。

その中で、特にコロナ下において様々な運動の規制であるとか、体育の授業の中でも行動の規制とかがあることによりまして、体育授業内での活動量それから学校の生活の中でも運動時間が減少しておること、これらのことからまずは体育授業の充実、改善と学校における運動時間の確保が大切であるというような方針が出されました。

また、二つ目には学校生活だけではなく、家庭の協力も頂きながら運動習慣の形成や生活習慣の改善に向けた取組が必要である。特に全国調査では、徳島県における朝食の取る割合、取らない生徒が増えていること、また睡眠時間も減少傾向であること、そしてインターネット等を活用する時間、いわゆるスクリーンタイムが増加しておることにつきましましては、学校のみならず家庭との連携が大事であるという御意見を頂いたところでございます。

そこで、令和4年度の取組についてでございますけれども、今年、体育健康安全課内に体力向上・肥満解消推進本部を設置いたしまして取組を進めておるところでございます。今年の7月14日には第1回委員会を開催いたしまして、徳島県の子供たちは運動やスポーツに対する意識は良好である。しかしながら、肥満傾向児の割合は増加傾向であり、その中で生活習慣の課題も多いというようなことで、具体的な取組方針について協議しております。

今年度の新たな事業といたしまして、体力向上スマイルアップ事業といたしまして、学校の体育事業に民間のスポーツクラブのインストラクターを派遣することで、できるようになることの喜びをしっかりと子供たちに教えていく。それで運動好きの子供たち、運動を

もっとしたいというような意識を作ることで運動習慣を確立したいというふうに事業を進めておるところでございます。

このはつつサポートにつきましては、今年度51校で開催する予定にしております。また、望ましい生活習慣の形成につきましては保護者の協力が不可欠でございますので、保護者やPTAを対象に講演会を行いますさわやかサポート、これは今年度11校を対象に行う予定としております。

また、これ以外に新たにモデル校を3校指定いたしまして、特にインストラクターの派遣をしっかりと行うことで子供の体力向上、それから運動習慣の確立や肥満解消に向けて取り組んでいながら、その成果につきまして広くそれ以外の学校にも広げていきたいということとしております。

吉田委員

令和3年度には会議を行って、ちゃんと報告書をもってした事業であったと。その報告書に基づいて、今年以降にいろんな事業が展開されるということで大いに期待したいところです。

体育の授業の充実と学校生活の中で運動習慣を、休み時間とかを利用して付けていくということです。学校が子供の生活習慣から家庭の中でやるべきことまで、本当に学校の先生や関係者は大変と思うんですけども、子供が肥満傾向とか、体力がなくなっていくというのは子供の責任ではないと思うので、大人が子供の健康のためにちゃんとしていかなければいけないなと感じておりますので、大変な中だとは思いますが、よろしく願いします。

立川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、教育委員会関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（14時21分）